

法案を一括議題にいたします。政府當局より提案理由の説明を求めます。

一松厚生大臣。

食品衛生法案

第一章 総則

第二章 食品及び添加物

第三章 器具及び容器包装

第四章 標示

第五章 検査

第六章 営業

第七章 食品衛生委員會

第八章 雜則

第九章 罰則

附 则

食品衛生法

第一章 総則

第二條 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第三條 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。但し、醫薬として採取するものは、これを含まない。

第四條 この法律で器具とは、調味料、著色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいふ。

第五條 この法律で器具とは、飲食器、割ばら具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵運搬、陳列、授受又は採取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他の物をいふ。但し、農業及び水産業にお

ける食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

この法律で容器包装とは、食品又は添加物を容れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

この法律で標示とは、食品、添加物、器具又は容器包装に明示された文字又は圖形をいう。

この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に關する衛生をい

う。

この法律で營業とは、食

品、添加物、器具及び容器包装を

この法律で營業とは、業とし

て、食品若しくは添加物を採取し、製造、加工し、調理し、貯藏し、若しくは販賣すること又は

器具若しくは容器包装を製造し、若しくは販賣することをいう。但し、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

この法律で營業とは、營業を営む人又は法人をいう。

この法律で食品及び添加物

第三條 版賣（不特定又は多數の者に對する版賣以外の授與を含む。以上同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使採取し、加工し、使用し、調理し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第四條 左に掲げる食品又は添加物の者に授與する版賣以外の場合を含む。（以下同じ。）又は版賣

の用に供するため、採取し、授受し、清潔で衛生的に行われなければならぬ。

第五條 人の健康を害う虞のない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、食品の添加物として用いることを目的とする化學的合成品並びにこれを含む製劑及び食品

貯藏し、若しくは陳列してはならぬ。

一般に人の健康を害う虞がないものは、未然であるもの。但し、一般的に人の健康を害う虞がないものは、この限りでない。

二 有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附着しているもの。

但し、人の健康を害う虞がない場合は、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害う虞があるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により人の健康を害う虞があるもの。

第五條 省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獸畜（牛、馬、豚、羊及び山羊並びに命令を以て定めるその他の物をいふ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液は、これらを食品として販賣し、又は食品として販賣の用に供するため、採取し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第六條 計算により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、そ

の規格に合わない食品若しくは添

加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第七條 前項の規定により基準文は規格が定められたときは、その基準に

合はない方法により食品若しくは

添加物を製造し、加工し、使用

し、調理し、若しくは保存し、そ

の基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販賣し、又はそ

の規格に合わない食品若しくは添

加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第八條 營業上使用する器具及び容

器包装は、清潔で衛生的でなけれ

ばならない。

第九條 有毒な、若しくは有害な物

質が含まれ、若しくは附着して人

の健康を害う虞がある器具若しく

は容器包装又は食器若しくは添加

物に接觸してこれらに有害な影響

を與えることにより人の健康を害

せしめ、人の健康を害う虞がなく

飲食に適すると認めたものは、こ

の限りでない。

第十條 厚生大臣は、公衆衛生の見

地から、版賣の用に供し、若しく

は營業上使用する器具若しくは容

器包装若しくはこれらの源材料に

供するため、製造し、加工

し、使用し貯藏し、若しくは陳列

してはならない。

第十一條 版賣の用に供する食器及

び器具若しくは營業の見地から、

版賣及び前條の規定により基準文

が定められたときは、その規格に

合はない器具若しくは容器包装を

販賣し、版賣の用に供するため、

製造し、若しくは營業上使用し、

その規格に合わない原材料を使用

し、又はの基準に合わない方法に

つき規格を定め、又はこれらを製

造方法につき基準を定めることができ

る。

前項の規定により規格又は基準

が定められたときは、その規格に

合はない器具若しくは容器包装を

販賣し、版賣の用に供するため、

製造し、若しくは營業上使用し、

その規格に合わない原材料を使用

し、又はの基準に合わない方法に

つき規格を定めることができる。

前項の規定により基準に

合はない方法により食品若しくは

添加物を製造し、加工し、使用

し、調理し、若しくは保存し、そ

の基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販賣し、又はそ

の規格に合わない食品若しくは添

加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

前項の規定により標示を行はべき食品、添加物、器具及び容器包

装並びに標示の要領については、

規格又に基準が定められた器具及

び容器包装で、公衆衛生の見地か

ら必要なものには、一定の標示をしなければならない。

前項の規定により標示を行はべき食品、添加物、器具及び容器包

装並びに標示の要領については、

規格又に基準が定められた器具及

び容器包装で、公衆衛生の見地か

ら必要なものには、一定の標示をしなければならない。

前項の規定により標示を行はべき器具包装に關しては、公衆衛生に

危害を及ぼす虞がある虚偽の標示省令でこれを定める。

第十二條 食品、添加物、器具及び容器包

装並びに標示の要領については、

器具包装に關しては、公衆衛生に

危害を及ぼす虞がある虛偽の標示省令でこれを定める。

第十三條 版賣の用に供する食品又

は添加物につき、乳幼兒用、病者

用その他特別の用途に適する旨の

標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十四條 厚生大臣は、公衆衛生の見

地から、版賣の用に供し、若しくは

營業上使用する器具若しくは容

器包装若しくはこれらの源材料に

接觸してこれらに有害な影響

を與えることにより人の健康を害

せしめ、人の健康を害う虞がなく

飲食に適すると認めたものは、こ

の限りでない。

二〇

第二十八條 都道府縣事は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死體を、遣族の同意を得て解剖に附することができる。

前項の場合において、その死體を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生は重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死體を解剖に付することができる。

前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定による強制的處分を妨げない。

第一項又は第二項の規定により死體を解剖する場合においては、體意を失わないように注意しなければならない。

第二十九條 第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第二十五條、第二十七條及び前條の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を害する虞があるものとして厚生大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。

第八條乃至第十條、第十六條乃至二十四條の規定は、營業以外の場合で宿泊舎、學校、病院等の施設において繼續的に不特定又は多數の者に食品を供與する場合に、これを準用する。

項において準用する場合を含む。）、第五條又は第六條（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、罰金を併科する。又は、これを三年以下の懲役又は五年以下の罰金に處する。

三 第二十二條（第二十九條第二項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十四條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による都道府縣知事の命令会員に從わない營業者（同項に規定する食品を供與する者を含む。又は第二十二條、第二十三條（第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。若しくは第二十四項の規定による處分に違反して營業を行つた者

第三十二條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第十一條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第十三條の規定に違反した者

二 第十七條第一項（第二十九條第一項において準用する場合を含む。）又は第十七條第一項の規定によつて報告せしめられた者

三 第十七條第一項の規定によつて報告せしめられた者

第三十三條 法人の代理人又は法他の從業者が、その法人又は人業務に關し、前三條の違反行為したときは、行爲者を罰する外その法人又は人に對しても、各條の罰金刑を科する。

第三十四条 この法律は、昭和二十一年一月一日から、これを施行する。
第三十五条 左に掲げる法令は、これを廢止する。
　飲食物その他の物品取締に關する法律（明治三十三年法律第十五號）
　飲食物その他の物品取締に關する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に關する件（昭和二十二年衛生省令第十號）
　飲食物營業取締規則（昭和二年厚生省令第十五號）
　牛乳營業取締規則（昭和八年十一月内務省令第三十七號）
　清凉飲料水營業取締規則（明治三十三年内務省令第三十號）
　人工甘味質取締規則（明治四年内務省令第三十一號）
　氷雪營業取締規則（明治三十一年内務省令第三十七號）
　規則（明治四十五年内務省令第一號）
　有害性著色料取締規則（明治十三年内務省令第十七號）
　飲食物防腐劑、漂白劑取締規則（昭和三年内務省令第二十二號）
　飲食物用器具取締規則（明治三十六條）この法律施行の際現舊法に基いて發せられた命令の許可による營業の許可を受けて營業を營んでいた者は、當該營業が第二十一條第一項の規定によりては、これを同項の規定による許可を必要とする營業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

第三條 医薬部外品の製造業（小分業及び加工業を含む。以下同じ。）を營むる者は、品名、原料品並びにその分量、用法、用量及び效能を記載し、且本品を添えなければならぬ。

第二條 この法律で医薬部外品とは、その化學的作用によつて左の各號の一に該當する效能があるとして製造又は販賣されるもの（薬事法の適用されるものを除く。）をいふ。

一 庚 皮膚組織の變更又は體臭の防止

二 脱毛の防止、毛生え、除毛又は染毛

三 飲酒、喫煙その他の習慣の矯正

四 わずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止（専ら農業上に使用されるものを除く。）

この法律で化粧品とは、人の身體を清潔にし、美化し、若しくはさわやかにし、身體の諸機能を増進し、若しくは抑制し、又は容貌を變えるために、身體に塗擦、さらん布その他の方で施用するすべての物をいふ。

第三條 医薬部外品の製造業（小分業及び加工業を含む。以下同じ。）を營むる者は、品名、原料品並びにその分量、用法、用量及び效能を記載し、且本品を添えなければならぬ。

化粧品の製造業（小分業及び加工業を含む。以下同じ。）を營むる者は、品名、原料品並びにその分量、用法、用量とする都道府縣知事の許可を受けなければならない。

次に醫藥部外品等取締法案について
提案の理由を説明いたします。

醫藥部外品取締規則は、昭和七年内
務省令第三十五號をもつて制定公布せ
られたものであります。醫藥部外品
については、この命令に基き、衛生上
の危害防止の見地より、都道府県知事
において取締つてまいつたのであります。

○小野委員長　それでは別に質疑などございませんようですから、次會に延期いたします。

その趣旨は、市町村住民の相互補助、社會連帶的原理の上に立つて、結構な趣旨ではござりますけれども、組合員であるところの各市町村住民の負擔といふものは、なかなか容易ではなくなりました。殊に物價の暴騰、醫療資材の暴騰、あるいは保険賠託の醫師の方の猛烈なる要求、ただいま全國平均において藥價一點四圓以上というような状態になつております。殊に町村の

ましょうけれども、徳温的な、なまぬるい手を打たれておる。よつて、組合の維持者の諸君は、どうしたらいいか、前途に光明を把握し得ないような状態にたどりま相なつております。從つて組合をストップして、解消同様になつた不振町村の組合を再興させるためには、あらゆる手を打たなければならぬ。殊に東北地方なんかは、まだ無醫村等もござりますので、そのままお

小野委員長 日程第七、遣家族救濟請願(第三五九號)(齊藤亮君紹介)紹
吉田村の健民保険組合が平成二年八月二十日より、強く政府に要請あらんことを願い申し上げる次第であります。あとで一括して承ることにいたしま
して、政府に意見があれば承りたいと思います。——それでは政府の意見

内務省令第十七號有害性害虫糞取締規則に基き、主として衛生上の見地より有効化粧品の取締りを行つてまいづたのであります。しかるに昭和二十二年法律第七十二號日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の效力等に關する法律によりまして、以上の二省令は本年十二月三十一日限り、その效力を失うこととなりますので、これにかえて、新たに醫藥部外品及び化粧品の取締りに關する法律を必要としたしますので、従來の醫藥部外品取締規則に化粧品を加え、醫藥部外品等取締法案をいたしまして、その内容を改善、整備を加え、提案いたした次第であります。

○庄司一郎君　ただいま議題と相なりました、國民健康保険組合に関する請願は、宮城縣の市町村の公共團體、並びに關係市町村の組合理事長の總代の諸君が提案された請願でござります。この請願の趣旨は、現下ひとり宮城縣のみならず、全國一萬二千餘の市町村の國民健康保険組合単位組合、並びに府縣の連合會等に對して、政府、なからんずく厚生省は、もつと強力なる手をもつて、積極的な指導と援助と財政上の補助、助成を願いたい、というのが、請願の結論でございます。厚生省は特に戰時中において、全國の各市町村等に對し、都道府縣知事を通じて、強力に

國民健康保険組合は、その財政上醫師の方への不納、不拂いの結果、四苦八癡の状態であります。組合の職員の俸給さえも満足に支拂いができないとうような、非慘な財政状態の組合が今まで多いのです。現にただいま請願されております宮城縣の一百町村の組合のうち、組合の事業をストップして、解消同様な状態になつていて、町村が、六十五箇町村ほどあります。これら的原因は、組合員に對する組合費の過重なる賦課徵收が、一番根本的な原因をなしております。それでただいま申し上げましたように、醫師の方の猛烈なる要求によつて、賈一割四回、目薬を一回點眼しても

き得るならば、この組合を振興させ、組合の力を發揮して國民大衆、特に農業者等の山村等における組合の病院や診療所等のない町村等に對しては、國民の健康問題の上より、この組合をよりよく進していくべきだと考えておるのであります。政府は本年度の追加豫算にも、ちよつびりと組合を援助する豫算の片鱗が見えておるようですが、特に來年度の豫算編成等において、全國の國民健康保険組合を助成する御方を援助される上において、いかなる御方を頼らるか。願わくは町村の組合をとられるか。ほんとうに立ちいくことができる上での援助を願いたいというのが、この問題の根本的趣意のあるところであります。

○齋藤晃君　戦争によつてなまくし
い犠牲となりましたこれらの人々の教
濟、あるいは救援といふ問題は、現在の
日本においては一番重大な社會的問
題だらうと思うのであります。現在の
ようなこの再建途上におきまして、何
といいましても、社會の均衡を保つ意
味から考えましても、あまりにも戰爭
による犠牲が今なお二重三重の犠牲と
なつて、そして少しも更生の途を辿る
ことができないといふよくな、まことに
悲惨なる慘状にあるのは、いわゆる
これらの戦争犠牲者となつた人々であ
ります。私はこれらの盡疾、あ

何とぞ御審議の上、速やかに御可決
あらんことを切にお願いを申し上げます。
○小野委員長 なお兩法律案に對する
審査は、都合によりまして次會に譲ります。
○小野委員長 次に優生保護法案を
題に供します。提案者の一人の加藤さん
がお見えになつておりますから、相
案者に對する質疑があれば、この際
許したいたいと思います。質疑が問
段なければこれも次會に延期いたします
と思いますがいかがでしようか。

国民健康保険組合の創設を強要されたのであります。當時この組合の創立について、町村によつては、戸数三百戸戸、人口五千未満等の小町村等は、時來とうてい組合員の負擔によつてのこでは財政を賄えないと見地より、強力に反対した町村等もあつたのです。ですが、當時は戦争中でもあり、上のことは何もかもごむり、ごもつともいうような強力的、あるいは壓迫的な勧奨命令等があつて、一應全國各市町村には、國民健康保険組合とらものができあがりました。もつと

つても四國と、うとうな状態のもとに、組合を離脱し、あるいは脱会するような傾向の財政の乏しい町村住民が多いのであります。よつて、この際府はかのような状態にある組合を、どうなさる御方針であるか。これを今まで積極的に助成されて、國民一家の保健衛生の上において、あるいは診療、医療の點において、この組合を通して國民の健康保持のために積極に手を打たれることは、最も願わしいことであります。どうも政府の方は、國家財政の困難な現状もござ

何とぞ委員長並びに本委員會にお
れましては、厚生省當局によく御注
をいただきまして、大部分の國民健
保険組合が立ちいくことのできるよ
な措置と、萬全な施策を、政府によ
ていただけるような、適切な御要請
願いまして、この請願が採擇いただき
るよう願いたい。請願は宮城縣で
ざいますけれども、ひとり宮城縣た
の問題ではなく、本日の公報にはた
さんな同趣旨の請願あるいは陳情等
散見されております。何とぞ御調査

小さくまた戦争の懲戒となつた多くの人々に對する教訓の方法を具體的に政府において考へる餘地はないか。こういうことは、ことぐく私どもはこの問題は、したけれども、私どもはこの問題は、要するに今後につきまして、永久的問題として取上げていただきまして、わゆる社會事業運動、厚生事業の方面につきましても、まず第一に取扱われる問題ではないかと考える次第であります。現在の憲法におきま

七
第
二
章
中
國
歷
史
上
的
文
化
傳
統

て、最低限度の生活を保障されており
ましても、これらの犠牲者は、その最
低生活すらも與えられていない。殊に
この犠牲者の中におきまして、いわゆ
る未亡人といふような人々は、現在あ
まりにもが弱い生活力のために、おそ
らくは一家とともに身を捨てるといふ
ような、なま／＼しい惨状が全國到る
ところにあるのであります。先日も私
の郷里の方から手紙がまいりまして、
五人の子供を抱えて夜半まで働いて
も、どうしても食うことができない。
このような状態では、あういかにして
も生活を支えていくことができる、
かくのどき實情を訴えてまいつてお
るのであります。このような状態に對
しましては、あるいは生活保護法がござ
いますけれども、しかし生活保護法
というような全般的なことによつては、
とうてい救うこととはできないのであり
ます。そこでこれに對しまして、もつ
と直接的な、活潑的な方法をつくりま
して、そりしてこれらの人々に對する
保護を考えたいと思うのであります。
十一月十七、十八日に、全國において
一千萬になろうとするいわゆる遺族あ
るいは犠牲者の代表が集まりまして、
日本遺族更生連盟が、その筋の了解に
よつてできました。そりして何とかこ
れらの犠牲者の聲を大きくしようとい
うことも考えておりますけれども、實
は私ども政府に對しましては、もつと
積極的にこれらの遺族の厚生の問題に
つきまして、たとえば授產場にいたし
ましても、母子寮にいたしましても、
もつと温かい考え方をもつて、積極的
にこれらの人々の救濟の面を擴げてもら
いたい。そして少くともお互に同じ立
場において、温かい心をもつて、理

在の事態からこれを裁り上げてもらしいといふことを強く主張する次第であります。なお私はこれらの方々につきまして、あるいは手を失い、足を失つた傷痍者の面についても、この際もつと積極的に政府の援護の手を伸べていただいて、ともに日本再建の大きな力となつていただきたい。こうした方々の人々こそは、ほんとうに平和を愛する人々でありまして、この遺族に對して、ただいまのような冷たい考え方をもつて、あるいは戦犯の片割れではないかといふような身の狭い心をもつてゐる議論を、この際政府が取上げてくださいまして、もつと積極的にこの遺族の援護に對する方法を講じていただきたい。これはこうした遺族全般の熱望でありますから、これを社會的重大問題として、今後厚生省のすべての部面において、あるいは指導の面においても、強く取上げていただきたいということを主張する次第であります。

なのは、企業資金の逼迫を受けることあります。愛媛縣下における海外引揚者は、七月十五日現在の計算をもつてしましても、二萬三千七百四十二世帯、六萬二千六百三十五人になつておるのであります。そのうち約三割は就労によつて、辛うじて生計を営んでおりますが、大部分は商工業等の生業を、團體、もしくは個人として計畫し、再起更生をはかるうとしておるのであります。しかしその資産、信用等よりいたしまして、庶民金庫貸出の生業資金をただ一つの頼みとする窮状にあるのであります。しかもに、本縣に割當てられました同金庫の貸付金額は、第一次、第二次を合して、わずかに二千六百十五萬三千圓であります。借入希望金額七千八百餘萬圓に對しまして、五千三百餘萬圓の不足を來し、人員約一萬一千人は、まつたく借入から除外されておる現状であります。申し上げるまでもなく、あとから歸つてきただ者、そのまま放任されると云ふ苦しみを忍んで故國にたどりついたのであります。早く歸還した者のみがこの恩恵に浴して、あとから歸つてきた者が、そのまま放任されると云ふことは、ゆゆしき社會問題を惹起するおそれがあるのであります。未だ在外資産の解決を見ざる今日、せめて生業資金の貸出増加により、生業の途を阻んでいたときたいと云ふのが、本請願の趣旨であります。何とぞ御採擇の上、この請願の目的が達せられますよう御取計らいをお願い申し上げる次第であります。

○小野委員長 次に日程第四引揚者の
援護強化に關する請願、文書番號二三
二號、根本龍太郎君紹介、紹介費の
説明を求めます。根本龍太郎君。
○根本龍太郎君 本請願は財團法人滿
蒙同胞援護會會長小日山直登の請願で
ありますて、私が紹介したすものであ
ります。御承知のことく、滿洲において
ました百五十萬の同胞は、古くは四、
五十年前から、最近に至つても少くと
も四、五年の期間において、ほとんど
内地から全財産をもつて滿洲の建設に
參畫したものであります。それが今度
の終戦とともに、ほとんど一切の財産
を沒收され、あるいはそのまま放擲し
て引揚げる状態に立ち至つたのであり
ます。特に皆様御承知のことく、終戦
後一年間といふものは、滿洲在住の邦
人は、食もなく、何ら收入の途がなか
つたので、その日／＼今までもつてお
った財産を賣り拂つてきた者が、全部こ
れは當時の大使館の斡旋をもちまし
たので、これらの人々
を救濟するために、當時若干の資産あ
るいは金をもつておつた者が、全部こ
れは當時の大使館の事務官局の方も、これは
内地に歸つたならば、ただちに返す難
定になつておる。こういうお話があつ
たので、もてるすべての金を差し出し
てきますすると、何らの措置も講ぜられわ
ず、金は返つてこない、こういうよ
な状況でありまするので、非常に生々
な關係が苦しくなつております。なま

た人々も、これまで一切の財産を放棄して、裸一貫で歸つてきてくれるのあります。しかも内地においては、開拓者は、未だほとんどその職についている。やむを得ず、カソノン部隊となりやみをやつておる。こういう現状になつておるのであります。こういう關係からいたしまして、せひとも在外財産の補償に關するところの施策を、速やかに實施していただきたいといふこと、それから救濟資金として醸出した者に對しては、即時支拂いの途を講じていただきたい。それからまつたく裸で歸つたところの連中に對しましては、庶民金庫の貸付金額を増大していいだいて、正しい業に復歸するところの資金的な援助をしていただきたい。それから開拓農民に關しましては、せひとも土地を歸放していただきて、これらの人々が満洲にいく際においては、自分の土地を自分の村落の者に譲つていつた。この關係からいましても、農地解放の施策によつて、これらの人々は小作權もなければ、土地の所有権もない。こういう慘憺たる狀況から救いの途を講じていただきたい。これが請願の趣意なのであります。これは、満洲から引揚げた者は、今約百萬に近い金額であります。また政濟資金の拂去問題であります。また在外資產を計算するならば、十數億に上るところの厖大なる金額であります。また現在國家の財政困難のときにおいては、難問題で

[14]

ありますけれども、その全額というところは困難であつても、少くともその五分の一なり、あるいは七分の一なりを、國家において補償していただかな
いと、これらの人々がほとんどその日のその日の生活に困難である。こういう状況でありますので、何とぞ厚生委員会の各位の御同情ある御審議に基きまして、これらの人々のせつかくの努力が、日本の再建のために働き得る道を講じていただきたいと思うのであります。よろしく皆様方の御同情をお願いいたしまして、紹介の辭を終ることにいたしました。

○小野委員長 政府の説明は先ほどの例によつて一括していたします。

○小野委員長 次は日程第二、國民健康保険組合國營の請願、文書表第七五號、紹介議員神山榮一君。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私から代つて説明いたします。

本請願の要旨は、國民健康保険組合は、醫療の社會化を使命とする重要な施設であるが、町村單位のため経済力が微弱で、とうてい所期の目的を達することができない。についてはこれを國營にするか、または年額二十億圓程度の補助金の交付をはかられたいということのであります。

○小野委員長 次は日程第三、國民健康保険組合に関する請願、文書表第一九五號、紹介議員角田義三郎君。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私がら代つて説明いたします。本請願の要旨は、複雑な現行各種社會保險制度を、國民健康保険を中心として統合整備し、國民健康保険國庫補助金を増額するとともに、現行保険費制度を再検討して、その合理化をはかり、

組合事務職員の充實なし、被保険者に對する指導を強化し、醫薬品、衛生材料の適正な配給をされたい、というのであります。

〔小野委員長退席、飯村委員長代り理著席〕

○飯村委員長代理 日程第五、引揚者生存権保障並びに戦争犠牲の公平なる負擔に關する請願 文書表第一一七四號、紹介議員庄司彦男君。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私が代つて説明いたします。本請願の要旨は、引揚者、復員者は、あくまで敗戦の事實に鑑み、深い反省と大きな懺悔をもつてよくたえながら、日本再建に挺身する覺悟であるが、その取扱い不公平にする政治と輿論があつては、いかに努力しても日本の道義を高揚することはできない、ついては戦争の犠牲に対する負擔を公平にしきつて引揚者の生存を保障されたい、とうのであります。

○飯村委員長代理 日程第六、傷痍者の保護に關する請願 文書表第三二三號、紹介議員竹田儀一君。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私が代つて説明いたします。本請願の要旨は、健康者でも生計困難なもので、傷痍者は不自由の身をもつて窮乏のどん底にあり、まったく破局に面している、ついては傷痍者福祉法のようなものを制定して、傷痍者に機会を與え、保護救濟するとともに傷痍給を増額し、傷痍者保護對策委員會のよくなものを設置して、不自由の身で平和國家建設に必死再起しようとする傷痍者を保護されたい、というのであります。

○飯村委員長代理　日程第八、國民健康保険組合に關する請願外一件、文書表第三六三號、紹介議員小野孝君。
○田中(松)委員　紹介議員就席のため、私が代つて説明いたします。本請願の要旨は、終戦後の經濟上、思想上の混亂により、醫療並びに公家衛生思想の向上、國民の健康保持、増進、體位向上に重大な役割を演じた國民健康保険組合は、重大な危機に立つに至つた。ついては國民健康保険國庫補助金を増額するとともに、社會保險の統合一元化、醫療制度の刷新をはかり、醫藥品の生産を統制し、適正な配給をされたいというのであります。

○飯村委員長代理　日程第九、引揚者の援護に關する請願、文書表第五一八號、紹介議員庄司彥男君。

○田中(松)委員　紹介議員缺席のため、私が代つて説明いたします。本請願の要旨は、現在海外引揚者援護のため、庶民金融金庫から五千圓の貸出をしているが、これではとうてい更生の方途を立てることはできない、そこで少くともこれを二萬圓に増額するとともに、庶民金融金庫の創設その他各般にわたつて引揚者の更生を援助されたいたいというのであります。

○飯村委員長代理　日程第一〇、傷痍者の保護に關する請願、文書表第五六〇號、紹介議員竹田儀一君。

○田中(松)委員　紹介議員缺席のため、私が代つて説明申上げます。本請願の要旨は、傷痍者保護のため(一)戰爭災害及び業務上の犠牲による各傷痍者並びに一般不具者の全國的實態調査(二)生活保護法の改善によつて各傷痍者並びに不具者の程度に應じた

最低生活費支給の保證(二)全國立病院在院傷病者に生活保護法による醫療扶助の適用(四)各傷病者を經費主體とする國費による各地區別授產場の設置(五)各傷病者に對し公益厚生施設等への優先採用または經營許可(六)傷病者への退院に際し職業の斡旋、補導機關の確立(七)傷病者全般に對し住居の保證(八)傷病者に對する年金の公平化及び税金課稅の撤廢等を即時斷行されたいというのであります。

頼、工農鐵男君紹介、第五七八號。
○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私が代つて説明申し上げます。本請願の要旨は、現在までに青森縣による貸出された生業資金は、總世帯の五分の一にしか行き渡らず、引揚者更生扶助策として不十分である、かつ公定價格の引上に伴つて、一世帯に對して今までの資金額では不十分であるから、萬圓に増額されたいといふのであります。

○飯村委員長代理 日程第一六、引揚者の職業補導共同作業特別施設費増額の請願、川合彰武君紹介、第一〇四四四四號。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私が代つて説明申し上げます。本請願の要旨は、さきに政府の製表された緊急対策について見ると、失業者當、失業保険の制度も特殊失業者ではない、公共事業による失業の吸收、引揚者には均霑する所がほとんどない、また中小企業の育成強化も、資金難悩む引揚者には今後の施策を持つはない、公共事業による失業の吸收、從來の實績より見て期待できない、さらに職業紹介機關の効果的運営も大に期待がかけられず、結局職業施設擴充に待つよりほかはない、ついてから引揚者のために職業補導經費中に、共同作業特別施設費を増加されて、引揚者救護の完璧を期せられたいと、さうであります。

○飯村委員長代理 日程第一七、引揚者に生業資金貸出増額の請願、川合武君紹介、第一〇四六號。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私が代つて説明申し上げます。本請願の要旨は、その他多數の失業

は正常な國民生活の復歸を切望し、就業、就職を待望しているが、生業資金を缺乏し、その目的を達し得ない。ついで(一)本年度生業資金貸付目標額六億六千萬圓の十月中放出(二)未借入需要者に對する暫定的二十五億圓の緊急追加放出(三)借入者の事業計畫の健全化のため貸出單位額の三倍引上等の事項を速やかに實施されたいというのであります。

の研究の結果と相ましまして、この點について何らかの措置を講したいと存じております。

件でござりますが、御承知のような國の財政の都合がござりますので、當初一億八千萬圓の國庫補助でございましたが、今回の追加豫算におきまして二億圓の計上があり、合しまして三億八千萬圓となつております。これをもつて決して十分なりと存しないのでありますまして、今後においても、十分努力いたしたいと思つております。

○田中(松)委員 紹介議員缺席のため、私から代つて説明申し上げます。本請願の要旨は、昨年十月実施された生活保護法は引揚者、戦災者及び一般失業者等、生活困窮者の保護に任じ、民生の安定に努めているが、未だ國民一般に普及徹底せず、濫救、漏洩の弊を招き、市町村財政難その他の諸因と相待つて、かえつて民心に悪影響を及ぼしている實情に鑑み、民生委員の半數を引揚者、戦災者より任命し、扶助支給額を増加し、市町村負擔の保護費を國庫負擔とする等の改正をなし、もつて本法の徹底をはかられたいというのであります。

○鶴村委員長代理 以上をもまして
請願は終りましたが、政府の意見を一
括御説明願いたいと思います。
○宮崎政府委員 ただいまの請願に對
しまして、日程一號、二號、三號、八
號の國民健康保険關係に關する件につ
きまして、私から一括御答辯申し上げ
たいと思います。社會保險の統合の問
題については、政府の方におきまして
も、その必要を感じて、目下研究調査
中でございます。いずれ社會保険制度

の研究の結果と相ましまして、この點について何らかの措置を講したいと存じております。
それから國民健康保険の國庫補助の件でございますが、御承知のような國の財政の都合がござりますので、當初一億八千萬圓の國庫補助でございましたが、今回の追加豫算におきまして二億圓の計上があり、合しまして三億八千萬圓となつております。これをもつて決して十分なりと存しないのであります。今後においても、十分努力いたしたいと思つております。
それから保険醫制度の合理化の問題でございますが、從来から保険醫につきましては、開業醫師を保険醫といつてしまして、その指導監督につきましては、日本醫師會及び日本歯科醫師會に於いて指道監督するということでやつておいたのでございますが、今回醫師會、歯科醫師會が解散に相なりましたので、政府において委員會を設けまして、保険醫の指導監督をすることになりました。

の實績によるものを、配給量の三割だけ考えるということにいたしておる次第であります。

それから國民健康保險組合を、今後育成するためには、國民健康保險を國の直營にするか、さもなければ二十億圓の國庫補助をなすか、いずれかといふ御意見でござりますが、これは先ほど申しました社會保障制度というものが實現されますならば、國の直營になるわけでございますが、この制度ができるかできないかということによりまして、この問題をまた考えてみたいと思ひでございます。

それから國庫補助金を二十億圓に増加するという點でござりますが、これも今日のような國の財政の状態でござりますので、なかへ二十億圓までにまいることは困難であろうと思うのでございますが、なお一層の努力をいたしたいと存じております。それから組合事務職員の増加でござりますが、これも今回の追加预算においてまして、組合連合會の職員の増加もございました。また縣廳における國民健康保険係の増加も多少したのでござります。なおこれをもつて十分とは存じておりますが、今後といえども財政の行き届き方に、と努力いたしてお

西の言ふ如きをもじりて申しますと、
と存するのであります。
それから被保険者に對しまする指導
の強化でござります。これも從來國民
健康保険組合というものが、戰争中に
非常な早さをもつて普及したのであり
ますが、國民健康保険組合に對する十分
分なる理解をまだ組合員がもつておらぬ
ないところもございまして、戰争が遅
みましてから、このインフレの進行に
伴いまして、國民健康保険組合の三〇

9%が休停止をするのやむなきに至つて、いるといふような點に鑑みまして、この状態では、國民健康保険組合はいけるないということで、指導費等も組みまして、中央地方相携えて、國民健康保險組合の趣旨の普及徹底方を講ずるよういたして、いる次第でござります。以上お答えいたします。

○小野委員長　日程第一六、引揚者の職業補導共同作業特別施設費増加の請願につきまして、辻説明員より政府の説明を求めます。

○辻説明員　御説明申し上げます。二十三年度におきましては、職業補導所を三百五十八箇所、それから共同作業施設におきましては一千箇所、それから共同作業特別施設におきましては二百箇所を、それべく創設の計畫をいたしましたして、目下豫算を要求中であります。なお共同作業特別施設は、二十二年度におきましては一箇所三十五萬圓であつたのであります。これを一箇所五十萬圓に増額したい、こういう考え方をもつておるのであります。それから共同作業施設であります。これは昨年は一萬五千圓でやつたのであります。が、今回これを増額いたしまして、繼續象ものは四萬二千圓、それが新たに設ける場合におきましては七萬二千圓の國庫補助を必要としたとしております。

○内藤説明員　この請願につきまして御答辯を申し上げたいと思ひます。請願の内容は、いずれも戦没者遺族、傷

が、これにつきましては、もちろん援護の徹底を期する必要があることは申しまでないことをございますが、たゞいまの社會經濟の根本方針としましては、あくまでも無差別平等の立場に立つてこれを用う、これを具體的に申し上げますならば、いかなる理由によりまして、現在保護を要する状態に立ち至つておるか、こういうことは一切問うことなく、無差別にただそれだけの徹底を期する、こういう建前になつておるわけでございます。従いまして、あるいは戦歿者の遺族、殊に未亡人、こううふうな人々に對しましても、生活保護法による保護を中心としたしまして、遺憾なきを期しておるわけでございます。なお傷痍者につきましても、傷痍軍人のみを対象とするという意味でなく、その他一般の傷痍者に對する保護、こうう意味におきまして、職業指導、その他の指導を行つておる次第でございます。なお請願の一つの件に、生活保護法の費用の一部を地方費に負擔せしめておるが、これを全額國庫負擔にいたすように、こういう趣旨が盛られておるのでござりますが、これにつきましても、種々論議があるところでございますが、厚生省といたしましては、やはり府縣あるいは市町村等の自治團體も、當然に生活の保護を要するものの費用を一部分は負擔すべきではないか、その負擔率も、それ／＼一割ずつでござりますから、ちょうどそのくらいは現在いかに地方費の財政が困難であるとしても、なお負擔にたえ得る程度である。この

○小野委員長　日程第一三の請願書の紹介議員である村瀬宣親君から、政府に質疑をいたしたいとの申出がありますので、特にこれを許します。

○村瀬宣親君　ただいま政府委員からこも／＼御説明を伺いましたが、この際なお詳しく述べておきたい點があるのであります。まず最後に御説明になりました生業資金の問題につきまして、お尋ねいたすのであります。が、この生業資金なるものの五千圓をおきめになりましたのは、昨年八月ころの計畫でありますと、經濟事情がその後激變を來していることは御承知の通りであります。従つてこの五千圓という金額に對しましても、當然一萬五千圓くらいの、三倍の額ということは不當とは考へないのであります。これに對しまして、本會議におきましては、厚生大臣から七十圓くらいにはいたしたいという御説明があつたと承つておりますが、きょうの新聞を見ますと、參議院の委員會におきまして、大藏大臣はさよくなことはまだ聞いておらないという答辯をなさつておるようであります。一體これほどの程度まで進んでおるのでありますよろしく。われ／＼は一萬五千圓は至當と思ひます。が、國家財政上許し得ないといたしまするならば、せめて七千圓であります。が、一日も早くその實現を引揚者一同は期待して待つておるのであります。そつて、その點につきまして、まずお尋ねをいたしたいのであります。

次に先にも申しました通り、先に歸つてきた者は、何らかの恩恵に浴する

が、裸一貫で寒々と故國に引揚げた人は申込みさえ受けない、こういう状態でありますするならば、これはゆゆしき社會問題となり、また多くのいろいろな問題を生じてくると思うのであります。先に歸つてきた人に五千圓貸すならば、あとから歸つてきた人にはおさらその制度はこれを拘泥せしめる必要があると思うのであります。説願にも書いておいたのであります
が、生業資金需要者は、なお今までの引揚者でも五十一萬世帯あります。現在の平均貸付五千圓をもつていたしましても、約二十五億圓の緊急放出を必要とするのであります。これらの需要者は、引揚後すでに一年餘を経過してその生活は日々困難を加えつつあるのであります。かつこのことは昨年末政府當局におきましても、二十五億圓程度の貸付に關しては、原則的了解を與えられたように承つておるのであります。ですが、この點につきます現在の経過は、どのようになつておりましたか、この點を明らかにしていただきたいと思うのであります。

ります。従つて市町村議會等におきましては、これが非常に問題となるのであります。それで、これをもし何らかの方針で取除き得られまするならば、この生活保護法は、飛躍的に利用し得ることと相なると思うのであります。この點に對しまして、市町村における實際の事情を御調査になつておるかどうかを承りたいのであります。また御説明にありませんでしたが、請願に書いてあります、相當の數民生委員を採用していただきたいという請願であります。これは請願にあります通り、職業者、引揚者等から半數あるべきであります。これが請願にあります通り、市町村に行つてゐますする場合に、扶助を受ける者は、切民生委員に採用してはならないと、うような内規が何かあるようであります。

○山田説明員 御説明申し上げます。
生業資金の増額についてのお話が
つたのであります。昨年生業資金
の要旨富時、三千圓ないし五千圓と
うことであつたのであります。當時
は封鎖もございまして、その後封鎖を
なしに、全部新圓というので、實質全
には増額になつておるのであります。
しかしながら、お詫のよう、何分現
在の物價高では、五千圓では少いの
あります。私どもとしましても、一
きるだけ増額いたしたい、というので
力をいたしておるのであります。たゞ
何分現在のような國家財政の窮屈な
きでありますので、思うようにはま
らないと思うのであります。第三次
計畫の額の決定を待ちまして、先般
生大臣も御説明をいたしましたよ
に、七千圓まではしたい、というので
ただいま計畫を進めておるのであり
ます。今のところ第三次計畫がどれだ
に收まるか、ということが未定であります
ので、従つて七千圓といふこと
はつきりは申し上げられないであ
りますが、まず七千圓は割らないよう
といつもりで、努力をしておりま
す。

ので申し上げることを差控えさせたい

ただきたいと思う次第であります。

○内藤説明員 生活保護法と民生委員の関係についてお答え申し上げたいと

思います。まず生活保護法の一部負担

の問題でございますが、これは私ども

としましても、市町村がその一割程度

樂に負擔し得るとは当然考えておりま

せんが、非常に財政上苦しい、こうい

うことは私ども萬々よく承知して

おるわけであります。ただ考え方と

しては、やはり本質上、市町村あるい

は府縣等が負擔するのが適當であると

思われる費用については、國庫も地方

財政も、ともに困難いたしておる今日

でござりますので、やはりそこに相當

の無理を押しても負担すべきではない

かと考えておるわけであります。ただ

實際問題としては、いろく從來の行

きがかり等にとらわれて、相當に收入

のあるもの等に保護を行つておる例

も、多く見受けられるのであります。

むしろこの際そういう最低生活以

上の生活を営んでおる者に對しては、

これは生活保護法の本質上、當然に扶

助を打切るべき性質のものでございま

すので、そういう人々の保護は、極力

整理し、そしてほんとうに困つて、ほ

どろく一家の働き手がなくて毎日の

生活を立てる事ができない者、こう

いう人々のみに集中的に、必要かつ徹

底的な生活保護法を行つておるのでござ

いまして、今後市町村においても、そ

かと考えておるわけであります。他面

全額國庫負擔ということにする、そ

れ相當のいろいろの弊害が伴うことも考

えられますので、やはりこの際現在の建前をもつてまいりたいと考えてお

るわけでございます。

それから民生委員の選任について

も、御意見ごもつともございまし

て、たしか民生委員の選考に當りました

は、引揚者、戦災者等の立場をも代

表し得る方々を選考に加えるように、

こういうことが一項目になつておつた

と存するのでございまして、現在もそ

ういう人々もはいつておられます。し

かしながら、現在扶助を受けておる人

を民生委員にすることは、元來民生委

員は公平な立場から困つておる人々を

お世話する任務をもつておりますの

で、やはりそこに一種のとらわれがで

きて、不適當なのではないか、決して

私どもとしては、現在受けているもの

を、民生委員に選考しないようについ

て、あるいはそういう取扱いをいたし

たのではないか、かようと考えておる

までも、市町村における推薦委員會

等においては、民生委員の本質に鑑み

て、あるいはそういう取扱いをいたし

たのではないか、かようと考えておる

までもとして、現在受けているもの

を、民生委員に選考しないようについ

て、あるいはそういう取扱いをいたし

たのではないか、かようと考えておる

までもとして、現在受けているもの

を、民生委員に選考しないようについ

て、あるいはそういう取扱いをいたし

いますから、さようにとりはからいます。陳情書の日程第一、國民健康保険組合制度強化に關する陳情書、文書番號第四三號、日程第二、引揚者更生援助措

策に關する陳情書、文書番號第七七號、日程三、戰死戰災遺族並びに傷

病者の厚生に關する陳情書、文書番號第七九號、日程第四、國民健康保険に

對する國庫補助増額等に關する陳情

書、文書番號第八〇號、日程第五、國

民健康保険事業擴充に關する陳情

書、文書番號第一四九號、日程第七、

引揚者更生對策の緊急措置に關する陳

情書、文書番號第一九四號、日程第八、

六、國民健康保険事業擴充に關する陳

情書、文書番號第一九六號、日程第九、

引揚者更生對策の緊急措置に關する陳

情書、文書番號第一九四號、日程第八、

六、國民健康保険事業擴充に關する陳

情書、文書番號第一九六號、日程第九、

引揚者更生對策の緊急措置に關する陳

情書、文書番號第一九七號、日程第一〇、國

民健康保険組合振作促進並びに國庫補

助に關する陳情書、文書番號第二八七

號、日程第一一、海外引揚者の更生に

關する陳情書、文書番號第三二六號、

日程第一二、海外引揚同胞に關する陳

情書、文書番號第三三一號、日程第一

三、海外引揚者の對策に關する陳情書、

文書番號第四〇五號、日程第一四、國

民健康保險組合制度改正に關する陳

情書、文書番號第四四五號、以上につ

いて、おなじく適當の機會に、取扱い

方について決したいと思います。

○小野委員長 次に陳情書の審査に移

りますが、陳情書につきましては、大

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

根本的大改革を計られるようお願いします。

日程第二、數百萬人の引揚者及び未

輸同胞は外地において、敗戦の修業を

の現実を體験し、非常な試練と反省を

もつて日本再建を願ふものであるが、

現実の厳しい生活難は忍耐の限度に達

している、ついては戦争犠牲の公平な

負擔、更生対策の緊急措置に萬全を

期していただきたいのであります。

日程第三、戦争犠牲者の生活は困難

を極めている、特にこれ等の中で家庭

をあけて外に勤める事のできないも

のが多數である、よつて授産輔導所に

對しミシンの拂下、同材料の配給、加

工仕事の優先的即當等を行はれんこ

と、及び各母子寮に授産託児所を

設立すること、並びに専児に對し育英

資金の支給、學用品衣類等の無償配

給、國立病院入院者に衣服の支給、戰

争犠牲者に惡質退職物資の摘要品の

配給等を行はれたい。

日程第四につきまして、健全なる體

力は日本國再建の原動力であるが、現

在の醫療費の高騰に對して國民健康保

險被保險者の負擔は大いなるものがあ

る、よつて國庫補助金の増額、國民健

康保險の國家管理並びに社會保險制度

一本建に統合することと醫療費の半額

を國庫負擔とせられたい。

日程第五につきまして、國民健康保

險事業は、現下經濟事情の激變に伴

い、經營困難となり、加うるに最近社

會保險診療報酬の引上は、本組合自體

の存續に悪影響を及ぼし、前途憂慮に

たえないものがある、ついてはこれが

対策として、國民健康保險法の改正に

よる強制加入制の確立、健康保險の統

合、醫療施設の強化及び請經費の國庫

補助増額等により本制度の擴充強化を

はかられたい。

日程第六につきまして、國民健康保

險組合は、醫療の社會化を使命とする

重要な施設であるが、町村單位のため

に経済力が微弱で、とうてい所期の目

的を達成することができない、ついで

これを國營とするか、または、年額二

十億圓程度の補助金交付をはかられた

い。

日程第七につきまして、海外引揚者

の生活の權利と勤労の權利を保障する

ため、住居の安定のための緊急措置、

企業權、營業權に對する特別措置、公

共事業優先參加及び新規事業に對する

優先的就業政策對策、引揚者の歸農の

ための特例設定、生業資金三十億圓の

國庫負擔による貸出及び早期貸付等に

各措置によつて引揚者の最低生活保障

を講ぜられたい。

日程第八につきまして、この内容は

すでに説明した通りでありますから、

省略いたします。

日程第九につきまして、引揚者の更

生のため、庶民金庫貸出額を現金二萬

圓に増額資金回轉の源泉として庶民金

融金庫(假種)を創設、生産部門への更

生のため、庶民金庫貸出額を現金二萬

圓に増額資金回轉の源泉として庶民金

融金庫(假種)を創設、生産部門への更

生のため、庶民金庫貸出額を現金二萬

圓に増額資金回轉の源泉として庶民金

融金庫(假種)を創設、生産部門への更

の運営配の絶滅、懸置物資及び特殊物件を開放し引揚者難災者救済費に充當することを実施し援護されたい。

日程第十につきまして、現在の國民

健康保険組合は休止状態にあるが、これを經濟的援助を與えるならば、醫療施設としての活動ができるから、昭和

二十二年度國庫補助の増額、組合直營の國庫負擔、生活保護法による醫療及び助産事業の組合負擔、各市町村に一

名以上の保健婦設置並びにこれが國庫補助の増額、醫師の診療料金の認可制採用並びに慣行料金と社會保險料金との統一等を圖り國民保健の效果を期せられたい。

日程第十一につきましては、すでに説明したと同様でありますから、省略いたします。

日程第十二につきまして、引揚者問題解決促進大會において、引揚者に対する生産資金貸出、引揚者元所有の土地返還、在外勤労資産の補償、各種税金の免除等諸對策を決議した、ついては速やかにこれが實施を促進し引揚者の援護に資せられたい。

日程第十三につきまして、全國六百萬人の海外引揚同胞に對し政府は、何ら應急極久の對策を講せず、國會における各大臣の答辯も誠意の見るべきものがない、茨城縣下四萬五千の引揚者の代表は、次の決議をした、よつて満足なる解決を與えられたい。一、戰爭犠牲は全國民均しく平等公正に負擔すること。二、在外勤労資金の補償策、三、在外同胞歸還促進とその家族の援

護徹底、二、更生對策の緊急措置。イ、住宅對策、ロ、就業就労對策、ハ、農地問題の緊急解決策、ニ、生業資金の貸出、三、一般引揚者援護策、イ、生活保護法の改正、ロ、生活必需品の配給、ハ、失業手當の給與、ニ、引揚者子弟の修學問題

立病院運営改善、以上の諸點について

よろしくお願ひいたします。

日程第一四につきまして、わが國國民保険上、現下の醫療制度の改善に緊急かつ重要な問題であるが、實施後十年になる國民健康保険制度に對する

醫師の非協力は依然改められず、眞に憂慮すべき状況である、ついては政府

は速やかに醫療制度に改革を加え、國

民健康制度を擴充強化し、補助金増額

による本制度の完全をはがれたい。

日程第一五につきまして、海外引揚者援護のため、遊休公共建物の解放等

による住宅難の解消、所有農地の返還、國立病院收容患者の費用の全額國

庫負擔、傷痍軍人未亡人の生活保障、

生業資金貸出額の増加、及び預貯金送

還、國立病院收容患者の費用の全額國

庫負擔、傷痍軍人未亡人の生活保障、

るでのござります。つきましては、政府側に審査の際もできるだけ政府委員の御出席を求めるたいと思ひますから、さように御配慮願いたいと思ひます。本日はこれをもつて散會いたしました。

午後三時三十一分散會